






静岡県公報





■ 告示


-  **指定公金事務取扱者の指定**
令和8年3月～令和9年3月期ふじのくに地球環境史ミュージアム来館者サービス業務委託に係る指定公金事務取扱者を指定した。


(ふじのくに地球環境史ミュージアム)
-  **身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定**
身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定をした。


(障害福祉課)
-  **農用地利用集積等促進計画の認可について**
農用地利用集積等促進計画を認可した。

(農業ビジネス課)
-  **漁業共済(2号漁業)における区域及び区分の改正**
漁業協同組合の合併に伴い、漁業共済(2号漁業)における区域及び区分について告示する。

(水産振興課)
-  **道路の区域の変更(2件)**
一般国道135号ほか1路線の一部の区間について、道路の区域を変更した。


(道路保全課)
-  **道路の供用の開始**
一般国道135号の一部の区間について、道路の供用を開始する。


(道路保全課)
-  **道路の占用制限区域の指定**
道路法第37条第1項に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する。


(道路保全課)
-  **指定公金事務取扱者の指定**
静岡県漁港管理条例第16条の規定に基づく岸壁使用料の徴収事務の指定公金事務取扱者を指定した。


(港湾企画課)


■ 公告


-  **企画提案の募集**
令和8年度静岡県企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託について、公募型プロポーザルを実施する。

(企画課)
-  **一般競争入札**
令和8年度静岡県庁舎施設等管理業務委託について、制限付き一般競争入札を行う。

(財産管理課)
-  **一般競争入札**
令和8年度静岡県庁舎等警備業務委託について、一般競争入札を行う。


(財産管理課)
-  **一般競争入札**
令和8年度静岡県庁舎受変電設備等点検整備業務委託について、制限付き一般競争入札を行う。


(財産管理課)
-  **一般競争入札**
令和8年度静岡県庁舎消防用設備等点検整備業務委託について、制限付き一般競争入札を行う。

(財産管理課)
-  **一般競争入札**
令和8年度静岡県地震防災センター緑地樹木維持管理業務委託について、一般競争入札を行う。


(危機情報課)


-  **企画提案の募集** (くらし・環境部企画政策課)

令和8年度静岡県地域おこし協力隊伴走支援運営業務について、企画提案の募集を行う。
-  **企画提案の募集** (くらし・環境部企画政策課)


令和8年度移住情報発信コンサルタント業務について、企画提案の募集を行う。
-  **令和8年度狩猟免許試験の実施** (自然保護課)


鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免許試験を実施する。
-  **一般競争入札** (世界遺産課)


静岡県富士山世界遺産課の物品購入について、一般競争入札を行う。
-  **一般競争入札** (こども未来課)


令和8年度子育て支援員研修事業業務委託について、一般競争入札を行う。
-  **企画提案の募集** (障害者政策課)


令和8年度知的障害者等居宅介護職員養成研修事業業務委託に係る企画提案の募集を行う。
-  **企画提案の募集** (職業能力開発課)

外国人技能実習生日本研修業務について、企画提案競技の参加を募集する。
-  **企画提案の募集** (経営支援課)


令和8年度100億企業創出促進事業業務委託について、企画提案の募集を行う。
-  **土地改良区の定款変更** (農地整備課)


富士東部土地改良区の定款変更を認可した。
-  **土地改良区の定款変更** (農地整備課)

富士山南麓土地改良区の定款変更を認可した。
-  **土地改良区の定款変更** (農地整備課)

篠原舞阪南部土地改良区の定款変更を認可した。
-  **土地改良区役員の就退任等の届出** (農地整備課)

磐田原土地改良区の退任及び就任した役員を公告する。
-  **御殿場小山広域都市計画用途地域及び道路の変更について** (都市計画課)

御殿場小山広域都市計画用途地域及び道路の変更の図書を縦覧に供する。
-  **御殿場小山広域都市計画地区計画の決定について** (都市計画課)

御殿場小山広域都市計画地区計画の決定の図書を縦覧に供する。
-  **一般競争入札** (用度課)

豚熱生ワクチン(単価契約)の調達について、一般競争入札を行う。
-  **一般競争入札** (用度課)

小型四輪乗用自動車 1000～1300cc 2WD ハイブリッド車の調達について、一般競争入札を行う。

静岡県告示第317号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に基づき指定公金事務取扱者を指定したので、告示する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社ベルキャリアール静岡支店	静岡県静岡市葵区栄町1-3

2 委託した歳入

ふじのくに地球環境史ミュージアム観覧料

3 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年3月23日

静岡県告示第318号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次の者を指定した。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

診断する身体障害の種類	診療科目	医師氏名	勤務する病院、診療所	左の所在地	指定年月日
肢体不自由	内科	マツモト ユウジ 松本 有司	菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	令和8年 4月8日

静岡県告示第319号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定に基づき公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
鈴木 利隆	浜松市	浜松市中央区篠原町字札木前20742番 1
モンテロ エノワイト ジュニア	浜松市	浜松市中央区米津町字溝南597番
谷田 幸隆	浜松市	浜松市中央区米津町字村中1551番ほか 3筆
夏目 直子	浜松市	浜松市中央区倉松町字平山1292番
大西 辰幸	浜松市	浜松市中央区倉松町字新田2012番 1ほか 3筆
高田 典幸	浜松市	浜松市中央区篠原町字中新田23166番ほか 1筆
合同会社図南の翼農園	浜松市	浜松市中央区篠原町字浜表25058番ほか 1筆
有限会社カネカツ	浜松市	浜松市中央区和光町字西大山473番の一部ほか 1筆
株式会社浜菜フィールド	浜松市	浜松市中央区和地町字中久保平3784番ほか 1筆
有限会社グリーンオニオン	浜松市	浜松市中央区根洗町字東266番 1の一部ほか 3筆
中津川 拓哉	浜松市	浜松市中央区大原町223番ほか 3筆
株式会社鉄一	浜松市	浜松市中央区大山町字奥平3297番ほか 4筆
辻村 麻貴	浜松市	浜松市中央区和地町字長者平4139番ほか 1筆
渡邊 真宏	浜松市	浜松市中央区湖東町字東名北6027番ほか 4筆
太田 喜好	浜松市	浜松市中央区三幸町437番 1
ベストベジ株式会社	浜松市	浜松市中央区伊左地町字前原2716番 2ほか 4筆
中村 健太郎	浜松市	浜松市中央区大山町字新田3247番の一部
倉田 薫	浜松市	浜松市中央区湖東町字東名南5818番 1
加茂 博子	浜松市	浜松市中央区雄踏町山崎字新田72番 1ほか 4筆
加茂 文俊	浜松市	浜松市中央区雄踏町字布見字西新田7322番ほか 5筆
和久田 正治	浜松市	浜松市中央区雄踏町字布見字西新田7317番 1ほか 4筆
鳶 明憲	浜松市	浜松市中央区雄踏町字布見字西新田7299番 1ほか 2筆
松本 良介	浜松市	浜松市浜名区都田町10059番
鈴木 康央	浜松市	浜松市浜名区都田町10524番ほか 6筆
山本 英俊	浜松市	浜松市浜名区都田町10054番ほか 5筆
村松 孝三	浜松市	浜松市浜名区上善地字大道東520番 3ほか 42筆

株式会社HSFarm	浜松市	浜松市浜名区上善地字山神西404番1ほか17筆
中日本ファームすずなり株式会社	静岡市	浜松市浜名区上善地字中川原694番1
株式会社アイファーム	浜松市	浜松市中央区松島町字村上326番ほか10筆
林本 貢	浜松市	浜松市中央区大柳町字東新田803番ほか1筆
株式会社森島農園	浜松市	浜松市中央区笠井新田町字林立1976番ほか4筆
高井 敏明	浜松市	浜松市中央区笠井新田町字林立1919番1ほか8筆
株式会社川合ライスセンター	浜松市	浜松市中央区中里町字高田39番1ほか11筆
小杉 和好	浜松市	浜松市中央区有玉南町字山神1257番ほか6筆
長坂 彰伸	浜松市	浜松市浜名区三ヶ日町岡本字馬林1091番1ほか30筆
石橋 昌也	浜松市	浜松市浜名区三ヶ日町福長字金山1965番1
清水 雅史	浜松市	浜松市浜名区三ヶ日町福長字大手田37番1ほか4筆
石川 克士	浜松市	浜松市浜名区三ヶ日町上尾奈字懐山281番1ほか2筆
石原 恵吾	浜松市	浜松市浜名区三ヶ日町都筑字南平397番1ほか5筆
牧野 兼久	浜松市	浜松市浜名区三ヶ日町福長字東大門348番1ほか1筆
有限会社三和畜産	浜松市	浜松市浜名区細江町中川字北鯉田2596番1ほか1筆
農業生産法人のずえ農園株式会社	浜松市	浜松市浜名区細江町広岡字利作484番1ほか7筆
船越 元氣	浜松市	浜松市浜名区細江町中川字平太郎3162番1ほか11筆
林 つねよ	浜松市	浜松市浜名区細江町気賀字中川原6828番ほか1筆
細田 敬平	浜松市	浜松市浜名区細江町中川字十石目3384番2ほか1筆
廣瀬 明良	浜松市	浜松市浜名区於呂字小深田2480番ほか4筆
鈴木 研吾	浜松市	浜松市浜名区内野2199番ほか27筆
大久保 房夫	浜松市	浜松市浜名区小松1820番ほか1筆
相澤 圭	浜松市	浜松市中央区恒武町字社口675番
高林 きよ子	浜松市	浜松市中央区半田町字半田上402番
株式会社グリーン池長	浜松市	浜松市中央区神ヶ谷町字下山8240番ほか2筆
農事組合法人大久保園芸	浜松市	浜松市中央区大久保町字鳥居前3822番ほか1筆
佐野 重徳	浜松市	浜松市中央区大久保町字原4380番の一部
株式会社タカダファーム	浜松市	浜松市中央区大久保町字向新田5850番ほか2筆
株式会社ショウケンコーポレーション	浜松市	浜松市中央区大久保町字一ノ坪6643番ほか4筆
株式会社V e g g y	浜松市	浜松市中央区佐浜町字内山新田4991番ほか4筆
株式会社なぐら農園	浜松市	浜松市中央区大山町字東平878番1ほか1筆
高 梅生	浜松市	浜松市中央区平松町字丸谷平1407番の一部

有限会社ヤママツ鈴木農園	浜松市	浜松市中央区篠原町字山西829番
REYES MARY ROSE MAGLALANG	浜松市	浜松市中央区西島町字沢木341番
成瀬 隆英	浜松市	浜松市中央区西島町字外浜田1564番 1
MONTEMAYOR FRANCIS JOY SONGCO	浜松市	浜松市中央区白羽町字鷺山1854番 1 ほか16筆
坂井 寛	浜松市	浜松市中央区中田島町字新田826番 1 の一部
DOAN THI NGOC ANH	浜松市	浜松市中央区田尻町字浜1187番ほか 1 筆
TAKATSUKA FERNANDO KOYT	浜松市	浜松市中央区新橋町字村中682番ほか 3 筆
MEDEIROS RYAN WATANABE	浜松市	浜松市中央区米津町字溝南845番ほか 4 筆
山本 光博	浜松市	浜松市中央区倉松町字宮東152番ほか 1 筆
樽井 隆之	浜松市	浜松市中央区根洗町字東239番 1 ほか 6 筆
鈴木 真	浜松市	浜松市浜名区細江町気賀字老ヶ谷2358番25
浅井 祐一	浜松市	浜松市浜名区細江町気賀字小森8907番 1
株式会社陽だまりファーム	浜松市	浜松市浜名区引佐町奥山字北山135番 9
猿田 茂雄	浜松市	浜松市浜名区引佐町谷沢字暮ノ前369番 2 ほか 2 筆
菅沼 和彦	浜松市	浜松市浜名区引佐町谷沢字耕地486番 1 ほか 1 筆
小泉 誠	浜松市	浜松市浜名区三ヶ日町大崎字南平926番ほか 3 筆
外山 勝行	浜松市	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈字平田1829番ほか 1 筆
有限会社三ヶ日グリーンファーム	浜松市	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈字瀬戸山2440番の一部 ほか 2 筆
寺田 峰子	浜松市	浜松市浜名区三ヶ日町只木字上過原1618番ほか 2 筆
窪谷 健作	浜松市	浜松市浜名区新原3329番
高津 悠輔	浜松市	浜松市浜名区新原4126番 3
生田 昭弘	浜松市	浜松市浜名区高畑572番
疋嶋 カルロス ジュニオル	浜松市	浜松市中央区倉松町字宮西18番 1 ほか 1 筆
谷田 幸隆	浜松市	浜松市中央区小沢渡町字村南2022番ほか 1 筆
鈴木 利隆	浜松市	浜松市中央区篠原町字札木前20672番
井ノ口 大介	浜松市	浜松市中央区篠原町字八幡前21136番 1
山本 達矢	浜松市	浜松市中央区篠原町字八幡前21171番 1
古田 哲也	浜松市	浜松市中央区篠原町字東前22253番 1 の一部
合同会社図南の翼農園	浜松市	浜松市中央区篠原町字浜表24934番 1 ほか 1 筆
小野 和宏	浜松市	浜松市中央区篠原町字浜表24945番ほか 9 筆
井口 智之	浜松市	浜松市中央区篠原町字浜表25572番ほか 7 筆
増田 真一	浜松市	浜松市中央区坪井町字仲山前4336番 2 ほか 2 筆
山本 豊博	浜松市	浜松市中央区坪井町字稻荷浜4928番 1 ほか 2 筆

山下 義保	浜松市	浜松市中央区坪井町字稻荷浜5054番 1
刑部 辰馬	浜松市	浜松市中央区馬郡町字東道4688番
藤田 勝美	浜松市	浜松市中央区舞阪町長十新田420番
野寄 敬祐	浜松市	浜松市中央区馬郡町字浜表4995番ほか 3筆
井田 久仁計	浜松市	浜松市中央区小池町字大道2245番ほか 2筆
株式会社川合ライスセンター	浜松市	浜松市中央区中田町字茅場764番ほか 2筆
山本 勝一	浜松市	浜松市中央区笠井新田町字舟尻28番 1ほか 6筆
小杉 和好	浜松市	浜松市中央区中郡町字万斛東1949番 1ほか 5筆
有限会社三和畜産	浜松市	浜松市浜名区細江町中川字堂地4239番ほか16筆
船越 元氣	浜松市	浜松市浜名区細江町中川字苧屋3992番 2ほか10筆
細田 敬平	浜松市	浜松市浜名区細江町中川字中成5356番 1ほか 9筆
農業生産法人のずえ農園株式会社	浜松市	浜松市浜名区細江町中川字ひやけ4186番 1
後藤 秀樹	浜松市	浜松市浜名区細江町中川字舟頭2906番 1ほか10筆
清水 正直	浜松市	浜松市浜名区細江町気賀字泉田8558番ほか 2筆

静岡県告示第320号

令和8年4月1日付けで焼津漁業協同組合及び小川漁業協同組合が合併して焼津漁業協同組合となったことに伴い、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定による区域及び区分を定める告示の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和8年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和8年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

平成16年10月1日付け静岡県告示第959号の表中

「	「							
<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td>焼津区域 (焼津漁業協同組合の地区)</td></tr></tbody></table>	区 域	焼津区域 (焼津漁業協同組合の地区)	を	<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td>焼津区域 (焼津漁業協同組合の地区の うち旧焼津漁業協同組合の地 区)</td></tr></tbody></table>	区 域	焼津区域 (焼津漁業協同組合の地区の うち旧焼津漁業協同組合の地 区)	に、	」
区 域								
焼津区域 (焼津漁業協同組合の地区)								
区 域								
焼津区域 (焼津漁業協同組合の地区の うち旧焼津漁業協同組合の地 区)								
」				」				

平成16年1月9日付け静岡県告示第34号の表中

「	「							
<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td>小川区域 (小川漁業協同組合の地区)</td></tr></tbody></table>	区 域	小川区域 (小川漁業協同組合の地区)	を	<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td>小川区域 (焼津漁業協同組合の地区の うち旧小川漁業協同組合の地 区)</td></tr></tbody></table>	区 域	小川区域 (焼津漁業協同組合の地区の うち旧小川漁業協同組合の地 区)	に改める。	」
区 域								
小川区域 (小川漁業協同組合の地区)								
区 域								
小川区域 (焼津漁業協同組合の地区の うち旧小川漁業協同組合の地 区)								
」				」				

静岡県告示第321号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和8年4月17日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	135号	熱海市網代字網代山627番の9 10地内	前	14.8～17.1	50.4
			後	15.3～18.8	50.4

=====

静岡県告示第322号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和8年4月17日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	吉田大東線	牧之原市坂部字御馬ヶ谷1325番の1地先から 牧之原市坂部字御馬ヶ谷806番の10地先まで	前	㊶ 10.5～16.7	220.0
			後	㊶ 10.5～16.7	220.0
				㊷ 0.5～19.0	251.3

静岡県告示第323号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和8年4月17日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
135号	熱海市網代字網代山627番の1369から 熱海市網代字網代山627番の1370まで	令和8年4月17日

静岡県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和8年4月17日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	135号	熱海市網代字網代山627番の1369から 熱海市網代字網代山627番の1370まで	熱海土木事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年4月17日

静岡県告示第325号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づき、指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名称	所在地
焼津漁業協同組合	焼津市城之腰269-9
伊豆漁業協同組合	下田市外ヶ岡11
いとう漁業協同組合	伊東市新井1-1-18
浜名漁業協同組合	浜松市中央区舞阪町舞阪2119-19

2 委託した歳入

静岡県漁港管理条例第16条の規定に基づく岸壁使用料の徴収事務

3 指定公金事務取扱者を指定した日及び事務の委託日

令和8年4月1日

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度静岡県企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

(2) 業務内容

地方公共団体が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、静岡県の地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業への働きかけを行い、寄附の促進を目指す。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国内に本社、本店を置いている法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次のアからキに該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 委託料の上限

8,800,000円（消費税及び地方消費税額込み）以内

5 委託料の算定方法

委託料の算定は、成果報酬型によるものとし、参考見積書に委託料率を示すこと。

なお、委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附額の20%（消費税及び地方消費税を除く。）以内とする。支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

6 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

7 手続き等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県企画部企画課

電話番号 054-221-2145

E-mail kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要項、仕様書等の配布場所

配布場所は以下の静岡県ホームページとする。

URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsuchi/ji/index.html>

(3) 提出書類

ア 提出書類 詳細は募集要項による。

イ 提出期限 令和8年5月1日（金）正午まで

ウ 提出方法 (1)の担当部局に電子メールにより提出すること。

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和8年5月12日（火）（予定）

イ 場所 オンラインで実施予定

8 その他

(1) 詳細は募集要項、仕様書による。

(2) 募集に係る説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(5) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また、契約業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全の下請け業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した契約書を提出させ、その写しを県に提出すること。

下記の業務について、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県財務部財産管理課

電話番号 054-221-2126

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

財管第38001号

(2) 業務名

令和8年度静岡県庁舎施設等管理業務委託

(3) 業務箇所

静岡市葵区追手町地内

(4) 業務概要

静岡県庁本館、東館、別館、西館及び青葉駐車場における電気、空調、給排水その他設備の運転操作と保守整備管理業務

(5) 業務期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であって、営業種目、細目は「営業種目4. 設備保守管理、細目1. 空気環境測定、3. 飲料水貯水槽清掃、8. 湧水槽清掃、10. 受変電設備、11. 非常用発電設備、12. 蓄電池設備、13. 電気一般（屋内配線・照明等）設備、15. ボイラー、16. 空気調和設備、17. 冷凍機、18. 冷却塔、19. 送風機、排風機、20. 冷温水発生装置、23. 給排水設備（水処理施設を含む）、24. ガス設備（ガス漏れ設備を含む）、25. 警報設備、26. 消火設備、27. 避難・誘導設備」のすべてを登録している者であること。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て

が成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからオのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

(7) 本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の本社又は営業所が静岡県内にある者であること。

(8) 平成28年4月1日以降に、1棟の延べ面積15,000㎡以上かつ高さ31mを超える建築物（延べ面積の過半を住宅、工場、倉庫、自動車車庫、学校、体育館として使用するものを除く。また高さの算定にあたっては階段室、昇降機塔、装飾塔その他これらに類する建築物の屋上部分を含まないものとする。）の設備保守管理業務を同一施設で2年以上履行したと認められる実績があること。（受注した業務の全部又は一部を一括して第三者に委任し、又は請負させたものは除く。）

なお、設備保守管理業務とは次の全てを行う業務をいう。

ア 強電設備、弱電設備の運転監視及び保守管理

イ 空気調和設備（集中熱源方式）の運転監視及び保守管理

ウ 給排水、ガス設備の点検保守管理

エ 防災設備、消防用設備の監視及び維持管理

(9) 以下の要件を全て満たした者を、本業務の業務責任者として1人以上専任で配置できる者であること。

ア 平成28年4月1日以降に、業務責任者等として、1棟の延べ面積15,000㎡以上かつ高さ31mを超える建築物（延べ面積の過半を住宅、工場、倉庫、自動車車庫、学校、体育館として使用するものを除く。また高さの算定にあたっては階段室、昇降機塔、装飾塔その他これらに類する建築物の屋上部分を含まないものとする。）の設備保守管理業務を同一施設で2年以上履行したと認められる実績があること。

イ 入札参加資格確認申請書等の提出期限以前に3か月以上の雇用関係があること。

(10) 次に掲げる基準を満たす技術者を当該業務に配置できる者であること。

ア 建築物環境衛生管理技術者..... 1人

イ ボイラー技士..... 3人

(1級以上2人、2級以上1人)

ウ 冷凍機械責任者 第三種以上..... 1人

エ 第一種冷媒フロン類取扱技術者..... 1人

オ 危険物取扱者 甲種又は乙種第4類..... 3人

カ 消防設備士又は消防設備点検資格者..... 3人

※ 静岡県庁の消防用設備等の種類ごとに、それに対応する資格者等の数が3人。

(消防用設備等の種類については、業務委託仕様書による。)

キ 電気主任技術者 第3種以上..... 3人

※ 2人は、22KV以上の特別高圧受電設備を有する施設における従事経験があること。

ク 電気工事士 第二種以上..... 3人

ケ 水道技術管理者 (水道法施行令第6条による。)... 1人

コ ゴンドラ取扱い業務特別教育講習修了者..... 1人

※ 上記ア～コの技術者は兼ねることができる。

※ 上記ア～コの技術者は入札参加資格確認申請書等の提出期限以前に3か月以上の雇用関係があること。

5 入札説明書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

令和8年4月17日(金)から令和8年5月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時30分から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年4月20日(月)から令和8年5月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年5月20日（水） 午前10時20分

(2) 入札の場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館8階第2会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県財務部財産管理課（電話 054-221-2126）とする。

(3) 現場説明会は行わない。

(4) 詳細は入札説明書による。

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県財務部財産管理課

電話番号 054-221-2533

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

財管第38002号

(2) 業務名

令和8年度静岡県庁舎等警備業務委託

(3) 業務場所

静岡市葵区追手町地内

(4) 業務概要

静岡県庁舎（静岡県庁本館、東館、西館、別館、青葉駐車場、本庁舎敷地（庁舎外周、外堀部分））の警備業務

(5) 業務期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であって、営業種目は「1. 警備」を登録していること。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。)) であると認められる者

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

(7) 本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の本社又は営業所が静岡県内にあること。

(8) 静岡県内において平成28年4月1日以降に、下記のア及びイの条件を全て満たした施設の警備(常駐)の業務を、同一施設で2年以上履行したと認められる実績があること。(受注した業務の全部又は一部を一括して第三者に委任し又は請負させたものは除く。)

ア 階数が5以上(地下階も含める。)の建物を含む同一敷地内の施設で、その延床面積の合計が15,000㎡以上あること。

イ 建物全体を一括管理して行う警備業務であり、オフィスビル(主として事務所として使用する建物を指す。)、試験研究施設、大学施設、病院施設その他これらに類する施設のいずれかであること。

(9) 入札参加資格確認申請書等の提出期限以前に3か月以上の雇用関係があり、次のいずれかの資格要件を満たす者を、当該業務の警備を統括する者として1人以上専任で配置できる者であること。

ア 施設警備業務2級以上の検定資格を有する者

イ 常駐警備の警備長等(複数人員が警備に従事する場合において、当該警備員を指揮統制する者を指す。)の経験が2年以上の者

ウ 施設警備業務警備員指導教育責任者の資格を有する者

エ 官公庁における常駐警備の実務経験が3年以上の者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

令和8年4月17日(金)から令和8年5月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から午後5時まで。

(2) 配布場所

上記2に同じ。

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない

い。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出期間

令和8年4月17日（金）から令和8年5月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで。

(2) 提出書類

郵送又は電送によるものは受付けない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 庁舎等管理業務競争入札参加資格に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 本県において、平成28年4月1日以降に、階数が5以上（地下階も含める。）の建物を含む同一敷地内の施設で、その延床面積の合計が15,000㎡以上のオフィスビル（主として事務所として使用する建物を指す。）、試験研究施設、大学施設、病院施設その他これらに類する施設のいずれかの建物警備（常駐）の業務を2年以上履行したと認められる実績を有することを示す契約書の写し及び建物の規模がわかる書類の写し

エ 入札参加資格確認申請書等の提出期限以前に3か月以上の雇用関係があり、次のいずれかの資格要件を満たす者を、当該業務の警備を統括する者として1人以上専任で配置できる者であることわかる書類の写し

(イ) 施設警備業務2級以上の検定資格を有する者

(ロ) 常駐警備の警備長等（複数人員が警備に従事する場合において、当該警備員を指揮統制する者を指す。）の経験が2年以上の者

(ハ) 施設警備業務警備員指導教育責任者の資格を有する者

(ニ) 官公庁における常駐警備の実務経験が3年以上の者

オ 長3号封筒（簡易書留料金を含む切手460円分を貼付）

(3) 提出場所

上記2に同じ。

(4) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和8年5月8日（金）までに通知する。

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年5月15日（金）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和8年5月18日（月）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じとする。

8 現場説明会

現場説明会は行わない。

9 設計図書等に対する質問と回答

(1) 質問の受付期間と方法

令和8年4月17日（金）から令和8年5月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時までに書面（様式は任意）により提出すること。

(2) 質問への回答方法等

令和8年5月7日（木）から令和8年5月11日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで上記2に示す場所で縦覧する。

10 入札執行の日時、場所等

(1) 入札執行日時 令和8年5月20日（水） 午前10時00分

(2) 入札の場所 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館8階第2会議室

(3) その他

ア 電送及び郵送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所へ持参し、提出すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に100分の10を乗じて得た額を加算した金額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

12 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。

13 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

14 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

15 支払条件

12回の分割払いとする。

16 その他

- (1) 県は令和8年7月1日から令和9年6月30日までの委託契約期間にかかわらず、令和9年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、令和9年4月1日以降の契約を解除することができる。
- (2) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約を締結するに当たり労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書の提出を求める。
- (6) その他詳細不明の点については、静岡県財務部財産管理課（電話番号054-221-2533）に照会すること。

下記の業務について、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県財務部財産管理課

電話番号 054-221-3624

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

財管第38003号

(2) 業務名

令和8年度 静岡県庁舎受変電設備等点検整備業務委託

(3) 業務場所

静岡市葵区追手町地内

(4) 業務概要

県庁舎の受変電設備、非常用発電設備及び無停電電源設備の点検整備業務

(5) 業務期間

契約の翌日から令和9年3月15日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であって、営業種目、細目は「営業種目4. 設備保守管理、細目10. 受変電設備、細目11. 非常用発電設備、細目12. 蓄電池設備」の全てを登録している者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

(7) 本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の本社又は本社等から契約に関することを委任されている支店、営業所等が静岡県内にある者であること。

(8) 平成28年4月1日以降に、下記のア及びイの条件を全て満たした設備(以下「対象設備」という。)の点検整備業務を誠実に履行したと認められる実績があること。

ア 特別高圧受変電設備(1台あたりの容量が3,000kVA以上の変圧器を有する設備に限る。)

イ 高圧自家発電設備

※点検整備業務とは、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書 令和5年版」における、「第2編 定期点検等及び保守」の「第3章 電気設備」の「第3節 受変電設備」、「第4節 自家発電設備」及び「第5節 直流電源設備」に準ずる全ての業務

(9) 以下の要件を全て満たした者を、本業務の業務責任者として1人以上配置できる者であること。

ア 平成28年4月1日以降に、対象設備の点検整備業務を誠実に履行したと認められる実績を有すること。

イ 入札参加資格確認申請書等の提出期限以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。

(10) 本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の審査付与数値が70点以上の者であること。ただし、「障害者雇用企業登録者制度による加点(4点)」、「次世代育成支援認証企業制度による加点(4点)」及び「ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度による加点(2点)」、審査付与数値にそれぞれ加点した数値が70点以上の者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 令和8年4月17日(金)から令和8年5月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年5月20日（水） 午前11時00分

(2) 入札の場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館8階第2会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県財務部財産管理課（電話 054-221-3624）とする。

(3) 現場説明会は行わない。

(4) 詳細は入札説明書による。

下記の業務について、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県財務部財産管理課

電話番号 054-221-2127

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

財管第38004号

(2) 業務名

令和8年度静岡県庁舎消防用設備等点検整備業務委託

(3) 業務場所

静岡市葵区追手町地内

(4) 業務概要

静岡県庁舎の消防用設備等について、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき点検整備を行う。
（建築基準法第12条に基づく防火設備定期点検を含む。）

(5) 業務期間

契約日の翌日から令和9年3月15日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であって、営業種目、細目は「営業種目4. 設備保守管理、細目25. 警報設備、26. 消火設備、27. 避難・誘導設備、31. 防火設備」のすべてを登録している者であること。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからオのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号におい

- て同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者
- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (6) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。
- (7) 本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の本社又は本社等から契約に関することを委任されている支店、営業所等が静岡県内にある者であること。
- (8) 平成28年4月1日以降に、1棟の延床面積15,000㎡以上かつ高さ31mを超える建築物(延床面積の過半を住宅、工場、倉庫、自動車車庫として使用するものを除く。また、高さの算定にあたっては階段室、昇降機塔、装飾塔その他これらに類する建築物の屋上部分を含まないものとする。)の消防用設備等の総合点検及び機器点検を誠実に履行した実績を有する者であること。(受注した業務の主体的部分を第三者に委任し、又は請負させた者は除く。)
- (9) 以下の要件を全て満たした者を、本業務の業務責任者として1人以上配置できる者であること。
- ア 平成28年4月1日以降に、1棟の延床面積15,000㎡以上かつ高さ31mを超える建築物(延床面積の過半を住宅、工場、倉庫、自動車車庫として使用するものを除く。また、高さの算定にあたっては階段室、昇降機塔、装飾塔その他これらに類する建築物の屋上部分を含まないものとする。)の消防用設備等の総合点検及び機器点検を業務責任者又は業務担当者として誠実に履行した実績を有すること。
- イ 入札参加資格確認申請書等の提出期限以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。
- (10) 次に掲げる基準を満たす者を業務担当者として当該業務に配置できる者であること。
- ア 消防設備士又は消防設備点検資格者 8人以上
- ※ 上記業務担当者で業務委託仕様書が示す業務対象施設の消防用設備等の種類に対応する資格を網羅すること。
- イ 一級建築士若しくは二級建築士又は防火設備検査員 2人以上
- ※ 上記ア及びイの業務担当者は正規雇用者であること。
- ※ 上記ア及びイの業務担当者は兼ねることができない。
- (11) 本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の審査付与数値が70点以上の者であること。ただし、「障害者雇用企業登録者制度による加点(4点)」、「次世代育成支援認証企業制度による加点(4点)」及び「ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度による加点(2点)」、審査付与数

値にそれぞれ加点した数値が70点以上の者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

令和8年4月17日（金）から令和8年5月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月20日（月）から令和8年5月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年5月20日（水）午前10時40分

(2) 入札の場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館8階第2会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書の作成の要否

要

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県財務部財産管理課（電話054-221-2127）とする。

(3) 現場説明会は行わない。

(4) 詳細は入札説明書による。

下記の業務について一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒420-0042 静岡県静岡市葵区駒形通5丁目9番1号
静岡県危機管理部危機情報課（静岡県地震防災センター）
電話番号 054-251-7100

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

危情第501号

(2) 業務名

令和8年度静岡県地震防災センター緑地樹木維持管理業務委託

(3) 業務場所

静岡県静岡市葵区駒形通5丁目9番1号（静岡県地震防災センター）

(4) 業務概要

静岡県地震防災センター敷地内の植樹帯及び芝地帯の維持管理

(5) 業務期間

令和8年6月1日から令和9年3月19日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 入札参加資格審査期日までに、本県における建設工事競争入札参加資格者名簿に業種「造園工事業」で登載されている者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であり、かつ、この入札参加資格確認通知を受けている者であること。

(4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

- う。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。
- (7) 造園工事業に係る経営事項審査の総合評定値が800点以上の者であること。
- (8) 造園施工管理技士1級の資格保持者が1名以上在籍しており、かつ、当該業務に配置できること。
- (9) 静岡市内に本社又は営業所等(静岡県内に本社を置く者に限る。)を置く者であること。

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- (1) 配布期間
令和8年4月17日(金)から令和8年4月30日(木)まで
- (2) 配布場所
申請書ダウンロードサービス(静岡県公式ホームページ)
- (3) 配布方法
無料で配布する。郵送での配布は行わない。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を持参又は郵送(簡易書留に限る。)により提出すること。電送による提出は認めない。

- (1) 提出期間
令和8年4月17日(金)から令和8年4月30日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日及び月曜日を除く。)の午前9時から午後4時までとする。郵送の場合は、令和8年4月30日(木)必着とする。
- (2) 提出書類
提出部数はすべて1部とする。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し

ウ 受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別表又は様式第22号の2の写し等主たる営業所が静岡市内にあることを証明する書類

エ 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書(審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの)の写し

オ 造園施工管理技士1級の資格を有していることが確認できる書類の写し及びその者との雇用関係を
確認できる健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（直近のものに限る。）

カ 長3号封筒（簡易書留料金を含む460円分の切手を貼付）

(3) 提出場所

上記2に同じ。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年5月21日（木）午前10時

(2) 入札の場所

〒420-0042 静岡県静岡市葵区駒形通5丁目9番1号
静岡県地震防災センター 3階小研修室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札参加資格確認申請書若しくはその他提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県地震防災センター（電話054-251-7100）とする。

(3) 現場説明会は行わない。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 入札説明書及び入札公告と一般競争契約入札心得の規定が異なる場合は、入札説明書及び入札公告の規定による。

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度静岡県地域おこし協力隊伴走支援運営業務

(2) 業務内容

企画提案仕様書のとおり

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

3 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 労働関係法令に基づく改善命令により、業務制限を受けるなど当事業遂行に支障が生じていない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 迅速かつ具体的な連絡・調整ができ、緊急時に迅速な対応が可能な者であること
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者の他の契約を締結している者

4 選定方法

提出された書類と必要に応じ説明に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館6階

静岡県くらし・環境部企画政策課

電話：054-221-2250 E-mail:iju@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領及び企画提案仕様書の交付

ア 交付期間 令和8年4月17日（金）午前9時から令和8年5月11日（月）正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 交付方法 電子メール又は上記(1)の場所での手交によること。

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案参加申込書、企画提案書、経費積算書、ほか企画提案募集要領に記載された書類

イ 提出期限 令和8年5月11日（月）午後5時必着 郵送又は持参

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 企画提案書の説明

必要に応じ、令和8年5月18日（月）以降の企画政策課の指定した時間、場所で行う。

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領及び企画提案仕様書による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、静岡県くらし・環境部企画政策課（電話番号 054-221-2250）とする。

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度移住情報発信コンサルタント業務

(2) 業務内容

企画提案仕様書のとおり

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月17日まで

3 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 労働関係法令に基づく改善命令により、業務制限を受けるなど当事業遂行に支障が生じていない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 迅速かつ具体的な連絡・調整ができ、緊急時に迅速な対応が可能な者であること。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者の他の契約を締結している者

4 選定方法

提出された書類と必要に応じ説明に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館6階

静岡県くらし・環境部企画政策課

電話：054-221-2540 E-mail:iju@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領及び企画提案仕様書の交付

ア 交付期間 令和8年4月17日（金）から令和8年5月7日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法 電子メール又は上記(1)の場所での手交によること。

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案参加申込書、企画提案書、経費積算書、ほか企画提案募集要領に記載された書類

イ 提出期限 令和8年5月8日（金）午後5時必着 郵送又は持参

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 企画提案書の説明

必要に応じ、令和8年5月14日（木）にくらし・環境部企画政策課が指定した時間、場所で行う。

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領及び企画提案仕様書による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、静岡県くらし・環境部企画政策課（電話番号 054-221-2540）とする。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により、公示する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 日時、場所及び免許の種類

日 時	試 験 会 場	所 在 地	免許の種類
【第1回】 令和8年8月23日（日） 午前9時	東部総合庁舎	沼津市高島本町1-3	わな猟
	中遠総合庁舎	磐田市見付3599-4	
	静岡総合庁舎	静岡市駿河区有明町2-20	網猟 わな猟
	富士総合庁舎	富士市本市場441-1	第一種銃猟 第二種銃猟
	藤枝総合庁舎	藤枝市瀬戸新屋362-1	
	浜松総合庁舎	浜松市中央区中央1-12-1	
【第2回】 令和9年2月21日（日） 午前9時	東部総合庁舎	沼津市高島本町1-3	わな猟
	静岡総合庁舎	静岡市駿河区有明町2-20	
	中遠総合庁舎	磐田市見付3599-4	
	富士総合庁舎	富士市本市場441-1	第一種銃猟 第二種銃猟
	藤枝総合庁舎	藤枝市瀬戸新屋362-1	
	浜松総合庁舎	浜松市中央区中央1-12-1	

2 申請書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

区 分	提 出 期 間
第1回試験	令和8年6月15日（月）から令和8年7月15日（水）まで
第2回試験	令和8年12月1日（火）から令和8年12月25日（金）まで

(2) 提出先

申請者の住所地を管轄する農林事務所森林整備課（天竜農林局を除く。）

3 受験資格

静岡県内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟及び第二種銃猟にあっては20歳に、それぞれ満たない者（法第40条第1号）
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者（法第40条第2号）
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者（法第40条第3号）
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、若しくは著しく低い者（前

3号に該当する者を除く。) (法第40条第4号)

- (5) 法若しくは法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (法第40条第5号)
- (6) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者 (法第40条第6号)
- (7) 過去に不正な手段により狩猟免許試験を受け、又は受けようとし、試験を受けることを停止され又は合格の決定を取り消されて、3年以内の期間の狩猟免許試験受験禁止処分を受け、その狩猟免許試験受験禁止期間を経過していない者 (法第50条第3項)

4 試験の内容

- (1) 知識試験 (法令、猟具、鳥獣、鳥獣の保護及び管理)
- (2) 適性試験 (視力、聴力、運動能力)
- (3) 技能試験 (猟具の取扱い、鳥獣の判別等)

5 申請手数料

- (1) 法第49条第1号に該当する一部免除者 3,900円
- (2) (1)以外の者 5,200円

6 申請の方法

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (3) 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (4) 住所地を証する公的な書類
- (5) 申請手数料額の静岡県収入証紙 (狩猟免許申請書に貼り付けること。)
- (6) 郵便切手 (110円) を貼り、宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒を添えること。

7 合格発表

合格発表は狩猟免状の発送をもって代える。

8 その他

- (1) 県は、申請者について、適格性を審査の上、適格者には受験票を交付する。
- (2) 試験開始時間に遅れた者は、受験を認めない。
- (3) 法第43条の規定により、試験の合格者に対して狩猟免状を交付する。
- (4) 網猟及びわな猟の試験会場は、それぞれ定員の設定があるため、定員に達した場合は他の会場での受験となるか、又は受付期間内であっても受付を終了する。

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課

電話番号 054-221-3746

3 調達内容

- (1) 入札番号 文富第13号
- (2) 購入物品及び数量 富士山寄附金の返礼品（木札ストラップ）40,000個
- (3) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (4) 納入期限 第1回 令和8年6月26日（金） 15,000個
第2回 令和8年7月21日（火） 15,000個
第3回 令和8年8月7日（金） 10,000個
- (5) 納入場所 発注者より別途指定（県内中東部）
- (6) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格（以下、「物品購入等に関する入札参加資格」という。）のうち、営業種目12「木工製品」を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて営業種目12「木工製品」の参加資格を認められた者であること。
- (3) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、物品購入等に関する入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(7) 静岡県内に本社、支店又は営業所を有している者であること。

5 入札者に求められる義務

(1) 納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。

(2) 物品の納入後、修理、点検その他アフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるよう、メンテナンス体制が整備されていること。

6 入札説明書等の交付

(1) 交付期間

公告の日から令和8年4月22日（水）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 交付場所

上記2に同じ

(3) 交付方法

上記2の場所において無償で交付する。

7 入札参加資格確認資料の提出

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加確認資料を令和8年4月23日（木）午後5時までに担当部局へ提出し、上記4の資格を有することの確認を受けなければならない。

8 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年4月28日（火）午後2時

(2) 入札の場所

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁東館10階スポーツ・文化観光部第二会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者又は入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 現場説明会は行わない。

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部こども若者局こども未来課

電話番号 054-221-3546

3 入札に付する事項

(1) 入札番号

こ未第4号

(2) 業務名

令和8年度子育て支援員研修事業

(3) 業務内容

入札説明書及び仕様書による。

(4) 業務期間

契約日から令和9年2月26日（金）まで

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「イベント」又は「総務事務」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を令和8年4月28日（火）午後5時までに、入札説明書の配布場所に提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札に係る提出資料一覧
- (2) 入札参加資格確認申請書
- (3) 誓約書
- (4) 競争入札参加資格審査結果通知書（写）

6 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和8年4月23日（木）までの日（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配布場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県健康福祉部こども若者局こども未来課子育て支援班

(3) 配布方法

無償で直接交付又は希望により電送

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年5月11日（月）午前10時

(2) 入札執行場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁別館2階第三会議室A

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(4) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、県にその写しを提出すること。

下記の委託業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度知的障害者等居宅介護職員養成研修事業

(2) 業務内容

講義、演習等研修、修了試験の実務、講師等の選定及び受講生の募集に係る事務等

2 契約期間

契約日から令和9年3月15日まで

3 契約限度額

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）※限度額を超えたものは失格とする。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす法人。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 直近1年間において法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ

の他の契約を締結している者

(7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

5 選考基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館2階
静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課就労・施設班
電話：054-221-2328
FAX：054-221-3267
E-mail：shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項及び企画提案仕様書等の交付

ア 交付期間 令和8年4月17日（金）から令和8年4月30日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を
除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法 電子メール又は上記(1)の場所での手交による。

(3) 提出書類等

ア 提出書類 参加表明書、企画提案書、その他企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 参加表明書 令和8年5月1日（金）午後3時まで直接持参又は郵送
企画提案書等 令和8年5月8日（金）午後3時まで直接持参又は郵送

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 企画提案書の説明

ア 開催日時 令和8年5月18日（月）の指定した時間（午後）

イ 開催場所 障害者働く幸せ創出センター（静岡市葵区呉服町2-1-5 5風来館4階 会議室）

7 その他

(1) 本事業は厚生労働省『地域医療介護総合確保基金（令和8年度）』の国庫補助金を受けて実施するため、次の点に留意すること。

ア 会計及び労働関係書類の整備、保管を確実に実施すること。

イ 事業の実施状況や実績について、県の検査対象となること。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条の規定による「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」に準じること。

(3) 企画提案等は、本事業の目的に沿うように留意すること。

(4) 企画提案等は実施可能なものとし、原則として応募者側で管理運営すること。

(5) 本事業は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。

(6) 契約により生じる著作権その他一切の権利は委託者に帰属する。

(7) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

- (8) 委託先候補者選定後、協議の上、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は契約限度額の範囲内で修正をする場合がある。
- (9) 提出された応募書類は返却しない。

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

外国人技能実習生日本語研修業務

(2) 業務内容

企画提案仕様書のとおり

2 契約期間

令和8年（契約締結日）から令和9年2月26日まで

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 静岡県内に本社、支社、営業所等を有し、緊急時に迅速かつ具体的な連絡・調整対応が可能な者であること。
- (6) 以下ア、イ、ウのいずれかを満たしていること。
 - ア 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」により告示された日本語教育機関等
 - イ 一般財団法人日本語教育振興協会から日本語教育機関の認定を受けている者
 - ウ 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）により文部科学省から認定を受けた日本語教育機関
- (7) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団

又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(8) 県税の滞納がないこと。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課

電話番号 054-221-2954 F A X 054-271-1979 E-mail syokunow@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項及び企画提案仕様書の交付

ア 交付期間 令和8年4月17日（金）から令和8年4月30日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)に同じ

ウ 交付方法 電子メール又は手交

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案競技参加申込書、企画提案書、経費積算書、企画提案応募に係る誓約書ほか企画提案募集要項に記載された書類

イ 企画提案競技参加申込書の提出期限 令和8年4月30日（木）午後5時

ウ その他の書類の提出期限 令和8年5月12日（火）午後5時

エ 提出場所 上記(1)に同じ

オ 提出方法 郵送必着又は持参

(4) 企画提案書の説明

令和8年5月21日（木）以降の指定した時間、場所

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要項及び企画提案仕様書による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 照会窓口は、静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課（電話番号 054-221-2954）とする。

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 100億企業創出促進事業業務委託

(2) 業務内容

100億企業創出のため、支援対象の候補となる県内中小企業の発掘、支援組織（協議会）の運営、経営者ネットワークの構築、補助事業者への伴走支援等を行う。

(3) 契約価格の限度額

45,000,000円（消費税及び地方消費税は10%で計算すること）

2 契約期間

契約日から令和9年3月31日

3 参加資格

- (1) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (2) 直近1年間において、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ

の他の契約を締結している者

4 選定基準等

提出された書類と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

静岡県経済産業部商工業局経営支援課経営革新班

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話番号：054-221-2526 電子メール：keieishien@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

ア 交付期間

令和8年4月17日（金）から令和8年4月27日（月）まで

イ 交付場所

静岡県経営支援課ホームページ

(3) 説明会

説明会は開催しない

(4) 提出書類等

ア 提出書類

企画提案書、見積書、その他企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限及び提出方法

令和8年4月27日（月）午後5時まで持参又は郵送（必着）

ウ 提出場所

(1)に同じ

(5) 企画提案書の説明（プレゼンテーション）

企画提案募集要項に記載された日時及び場所で開催

6 その他

(1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は企画提案募集要項による。

(3) 照会窓口は、静岡県経済産業部商工業局経営支援課（電話番号054-221-2526）とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款変更を次のとおり認可した。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

定款変更した土地改良区名	関係市町	認可年月日
富士東部土地改良区	富士市	令和8年4月9日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款変更を次のとおり認可した。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

定款変更した土地改良区名	関係市町	認可年月日
富士山南麓土地改良区	富士市、沼津市	令和8年4月9日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款変更を次のとおり認可した。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

定款変更した土地改良区名	関係市町	認可年月日
篠原舞阪南部土地改良区	浜松市	令和8年4月9日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により届出のあった磐田原土地改良区（磐田市、袋井市）の退任及び就任した役員を次のとおり公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 退任役員

役職	住 所	氏 名
監 事	磐田市大久保569-2	大島 力雄

2 就任役員

役職	住 所	氏 名
監 事	磐田市大久保851-2	寺田 和彦

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、御殿場市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

御殿場小山広域都市計画用途地域

御殿場小山広域都市計画道路

3・4・6号 御東原循環線

3・4・7号 新橋深沢線

3・4・22号 神場板妻線

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、御殿場市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 都市計画の種類及び名称
御殿場小山広域都市計画 富士見原地区計画
- 2 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量 豚熱生ワクチン 一式（単価契約）
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約の日から令和9年2月26日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 各品目の単価に予定数量を乗じた金額の総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「医薬品・衛生材料」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 県内に本社又は営業所等の営業の拠点を有する者であること。
- (4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (5) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

3 入札者に求められる義務

- (1) 納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。
- (2) 納期限までに納入する物品を用意する能力があること。

4 仕様書・入札説明書の交付場所及び担当部局

(1) 交付場所及び担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県出納局用度課物品班

電話番号 054-221-2125

E-mail yodo@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 交付期間

令和8年4月17日から令和8年4月28日午後1時まで

(3) 交付方法

申請書ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）で交付する。

5 入札執行の日時及び場所

日時 令和8年5月8日（金）午前10時20分

場所 静岡県庁本館1階 第二ワークステーション

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は入札説明書による。

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年4月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量 小型四輪乗用自動車 1000～1300cc 2WD ハイブリッド車 5台
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 仕様書のとおり。
- (4) 納入場所 仕様書のとおり。
- (5) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車及び付属品」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 静岡県内の営業拠点若しくは同系列店による支援体制が整備されていること。
- (4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (5) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

3 入札者に求められる義務

- (1) 納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。
- (2) 物品の納入後、修理、点検その他アフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるよう、静岡県内の営業拠点若しくは同系列店による支援体制が整備されていること。
- (3) 納期限までに納入する物品を用意する能力があること。

4 仕様書・入札説明書の交付場所及び担当部局

(1) 交付場所及び担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県出納局用度課物品班

電話番号 054-221-2125

E-mail yodo@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 交付期間

令和8年4月17日から令和8年4月28日午後1時まで

(3) 交付方法

申請書ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）で交付する。

5 入札執行の日時及び場所

日時 令和8年5月8日（金）午前11時00分

場所 静岡県庁本館1階第2ワークステーション

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は入札説明書による。